令和４年度における教職員の懲戒処分の状況について

１　報告期間

令和４年９月１日から同年１２月３１日まで

２　概　　要

　　期間中、１５件（１８名）の懲戒処分を行った。※［　］内は前年同期の数

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 校種別 | 免職 | 停職 | 減給 | 戒告 | 懲戒計 |
| 高等学校 | ２［０］ | ０［２］ | ６［４］ | ２［１］ | １０［ ７ ］ |
| 支援学校 | １［０］ | １［０］ | １［１］ | ０［１］ | 　３［ ２ ］ |
| 中学校 | １［１］ | ２［０］ | １［０］ | ０［０］ | 　４［ １ ］ |
| 小学校 | ０［１］ | ０［０］ | １［０］ | ０［０］ | 　１［ １ ］ |
| 合　計 | ４［２］ | ３［２］ | ９［５］ | ２［２］ | １８［１１］ |

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 行為態様別 | 免職 | 停職 | 減給 | 戒告 | 懲戒計 |
| 一般服務関係 | ０［１］ | １［０］ | ３［３］ | １［２］ | 　５［ ６ ］ |
| 公金公物関係 | ０［０］ | １［２］ | ４［２］ | ０［０］ | 　５［ ４ ］ |
| 公務外非行関係 | ４［１］ | １［０］ | ０［０］ | １［０］ | 　６［ １ ］ |
| 交通法規違反等 | ０［０］ | ０［０］ | ０［０］ | ０［０］ | 　０［ ０ ］ |
| 監督責任 | ０［０］ | ０［０］ | ２［０］ | ０［０］ | 　２［ ０ ］ |
| 合　計 | ４［２］ | ３［２］ | ９［５］ | ２［２］ | １８［１１］ |

（１）一般服務関係…４件（５名）

①出勤簿への虚偽入力…１件（２名）

・　府立高等学校　男性教諭Ａ（３５歳）『減給１月』

　　府立高等学校　男性教諭Ｂ（３３歳）『戒告』

　　　　教諭Ａは、令和２年４月頃から令和３年１２月頃までの約１年９か月間、少なくとも合計１４８回、他の教諭が職場離脱した際、出勤簿に虚偽の退勤時刻を代行入力した。

　　　　教諭Ｂは、令和３年４月頃から令和３年１２月頃までの約９か月間、少なくとも合計３１回、他の教諭が職場離脱した際、出勤簿に虚偽の退勤時刻を代行入力した。

　　[管理監督責任]

　　校　長（５９歳）　減給１月

 元校長（５５歳）　減給１月

②職場の秩序を乱す行為等…１件（１名）

・　市立中学校　男性教諭（６０歳）『停職３月』

令和３年７月から令和４年７月にかけて、校長の許可なく、勤務校の印刷

機器や用紙を用いて大量の文書を印刷し生徒に配布した。当該文書には、生

徒に不安を与える不適切な内容が含まれており、他の教員らが回収するなど、

学校運営に混乱を生じさせた。

また、校長に生徒の美術作品を投げつける、授業中に不適切な表現で生徒

に注意を行うなどした。

　　[管理監督責任]

　　校　長（６２歳）　厳重注意

　　③体罰…１件（１名）

・　市立小学校　女性教諭（５８歳）『減給１月』

　　　　　教諭は、令和４年５月９日から５月３０日にかけて、計４回、自身が担任する１年生の男子児童のふざける行為等をやめさせるため、当該児童の頭や背中を平手で叩く体罰を行った。

　　[管理監督責任]

　　校　長（５９歳）　訓告

④営利企業の従事等制限違反…１件（１名）

・　府立支援学校　男性教諭（３３歳）『減給１月』

　　　　　平成３０年４月から令和４年７月までの間、神社で神主の業務に従事し、合計８０万円の報酬を得ていた。

（２）公金公物関係…５件（５名）

　　①通勤手当の不正受給…２件（２名）

・　府立高等学校　女性教諭（４１歳）『減給３月』

　　　　　鉄道及びバスを利用する通勤認定を受け、通勤手当を受給していたが、令和２年２月から３月までの２か月間、故意に届出を怠り、バスの区間を徒歩で通勤し、通勤手当を不正に受給した。

・　府立高等学校　女性非常勤補助員（４６歳）『減給１月』

　　　　　公共交通機関を利用する通勤認定を受け、交通費を受給していたが、認定と異なる経路で通勤し、交通費を不正に受給した。

　　②不適切な会計処理…１件（１名）

・　市立中学校　男性校長（６３歳）『停職６月』

　　　　　校長は、教育実習生６名に対し、紙代等の実費が必要であると虚偽の説明をして１人当たり３，０００円、合計１８，０００円を徴収した。

　　　　　また、帳簿や証拠書類を整備せず、教育実習生から領収書を求められても発行しないなど、不適切な会計処理をしていた。

　③校務用端末の目的外使用等…２件（２名）

・　市立中学校　男性教諭（４７歳）『減給１月』

　　　　　教諭は、令和２年１１月から令和３年１０月までの間、学校から貸与されたタブレット端末のSIMカードを取り出し、自身のスマートフォンに装着して、不正に使用した。

　　[管理監督責任]

　　校　長（６３歳）　厳重注意

・　府立高等学校　男性教諭（６４歳）『減給６月』

　　　　　令和４年４月１日から６月１６日にかけて、職務と関係のない動画等の閲覧など、校務用パソコンの目的外使用を合計２４回・約１９時間行った。

　　　　　また、教諭は、令和４年５月１１日から９月２８日にかけて、職員室の自席で、合計９回・約２時間、勤務時間中に居眠りを行い指導を受けた。

[管理監督責任]

校　長（５８歳）　厳重注意

（３）公務外非行関係…６件（６名）

①暴行…１件（１名）

・　府立高等学校　男性主事（６２歳）『戒告』

主事は、鉄道の駅務室において、駅員の顔面を右手で１回殴る暴行を加え、

現行犯逮捕された。

　　②児童買春…１件（１名）

・　府立高等学校　男性教諭（３１歳）『免職』

教諭は、令和４年３月から同年４月にかけて、計３回、SNSで知り合った

女子高校生に対し、現金３万円を渡して児童買春を行った。

　　③盗撮…１件（１名）

　　　・　市立中学校　男性教諭（４２歳）『免職』

　　　　　令和４年９月２４日、堺市内の商業施設において、スマートフォンで女子高校生のスカート内を盗撮した。また、他にも女性のスカート内を２回盗撮した。

　　④痴漢…１件（１名）

　　　・　府立支援学校　男性講師（３０歳）『免職』

令和４年８月、昼休みに勤務校付近の商業施設内で、女性の臀部を触る痴

漢行為を行った。また、女性に痴漢被害を訴えられ手を掴まれたが、振りほ

どいて逃走した。

　　⑤窃盗…２件（２名）

　　　・　府立支援学校　男性教諭（４６歳）『停職１月』

令和４年１０月、奈良県内の商業施設において、チョコレート７点（約２，

５００円相当）を万引きした。

　　　・　府立高等学校　男性技師（６４歳）『免職』

　　　　　令和４年１０月１２日、大阪市内のコンビニにおいて、食料品を万引きし、呼び止めた店長を突き飛ばして突き指の傷害を負わせ、現行犯逮捕された。

　　　　　また、他にも、同店舗において、２回にわたり、食料品を万引きした。

３　府教委の主な取組み

○　今年度に入ってから、盗撮、児童買春、児童に対するわいせつ行為等の事案が続けに生起したことを受け、令和４年９月、府立学校長・准校長及び市町村教育委員会教育長あて、「児童・生徒に対するわいせつ行為等の防止に係る指導の徹底について（通達・通知）」を発出し、これまで発出した通達（児童・生徒に対するわいせつ行為の禁止、ＳＮＳ等による私的なやりとりの禁止、セクシュアル・ハラスメントの防止）等を今一度所属教職員に周知するとともに、校内研修を行うことで、所属教職員の指導・監督に万全を期すよう求めた。

〇　令和４年１１月、府立学校長・准校長及び市町村教育委員会教育長あて、わいせつ行為、ハラスメント、体罰等の不祥事の根絶に向けて、「教職員の綱紀の保持について（通達・通知）」を発出した。

通達には、直近に発生した懲戒処分事例（概要、発覚の経緯、動機、処分内容）を添付し、事例毎に「チェック項目」を設け、教職員一人ひとりが、不祥事を他人事とせず、自分自身の意識や行動を見つめなおし、自覚ある行動をとることが必要であると明記し自律を求めた。

○　また、上記通達の発出に併せて、必携資料「不祥事『０（ゼロ）』に向けて」

を配布し、懲戒処分によって、給与面に影響が及ぶことや、教員免許状が失効する場合もあることなど、「懲戒処分とその影響」について示し、教職員への注意喚起を促した。